

# 国民健康保険からのお知らせ

## 2年目を迎えた「特定健康診査・特定保健指導」

平成20年度からスタートした「特定健康診査・特定保健指導」は、従来の、病気の早期発見・早期治療を目的とした健康診査から、生活習慣病予防と健康の保持・増進を目的とした健康診査に変わりました。

平成20年度の特定健康診査の実施結果は、対象者5,265人に対して2,029人が受診、受診率約36%（平成20年10月末現在）で、目標受診率45%には及びませんでした。

現在、平成20年度前半に実施した特定健康診査の結果に基づいて、それぞれのグループ毎に、保健師・管理栄養士による生活習慣・食生活などの改善指導を実施しています。

### ○平成21年度特定健康診査は

受診率の目標を50%とし、対象者への受診の周知・広報、受診機会などについて、気軽に受診できるような環境整備を行います。

集団健診を基本とし、65歳未満の方は、町内の医療機関（国の機関に登録された医療機関に限る）で、個別健診（集団健診より割高）を利用できます。

「送迎バス」の運行により、高齢者など、交通弱者の方々へ便宜を図ります。

土・日曜日の休日健診を実施し、受診機会の確保に努めます。

従来どおり、各種がん検診と同時実施し、1回で健診が終わるようにします。

75歳以上の希望者を対象とした「長寿健診」も同時に実施します。



### ○特定健康診査の申込み

2月中に、公民会行政連絡員を通じて全世帯に「生活習慣病予防健診等受診申込書」をお送りします。これは、「各種がん検診（町民の方全員が対象）」の申込みも兼ねていますので、「各種がん検診」を申込まれる方は、国民健康保険の被保険者の方、被用者保険の被扶養者の方を問わず記入のうえ提出してください。

### ○国民健康保険以外の方の健康診査

被用者保険（健康保険、船員保険、共済組合）の被扶養者の方は、それぞれ加入されている医療保険から、健診機関などを指定した通知がくることになります。なかには国民健康保険が実施する集団健診を利用される医療保険者もあると思われます。国民健康保険の健診を利用される場合は、医療保険者が発行する「受診券」がないと受診できませんのでご注意ください。

### ○受診券の発行

国民健康保険の方、各種がん検診を申し込まれた方には、健（検）診前に公民会行政連絡員を通じて、「受診券（票）」を送付します。「特定健康診査」、「各種がん検診」とも「受診券（票）」がないと受診できませんので、ご注意ください。

「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後にクスリ！」

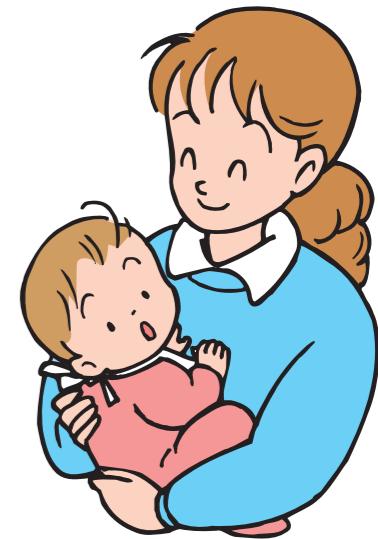
## 出産育児一時金が増額、支給手続きが変わります

さつま町国民健康保険の出産育児一時金は、被保険者の出産時の費用負担を軽減し、少しでも安心して出産をしていただくため支給されるもので、役場が分娩機関に出産育児一時金を支払う「受取代理制度」と、これまでどおり、世帯主が分娩機関などでいたん支払った後に、役場窓口で受け取る方法があります。

今回、国が新たに、分娩時の事故に対応する「産科医療補償制度」を創設したことにより、平成21年1月1日からの出産について、この制度に加入した出産の場合、これまでの出産育児一時金35万円に、保険料相当分3万円を加算（上限38万円）してお支払いすることになりました。

「受取代理制度」を利用される場合、出産予定日の1か月前から申請手続きができます。手続きが終わりましたら、分娩後に分娩機関からの請求書を役場に提出してください。なお受取代理制度は、保険料を納めていないなど特別な事情によりご利用いただけない場合もあります。

また、出産後に、役場窓口で受け取る場合、これまででは「出生届」と「認め印」があればお支払いできましたが、平成21年1月1日以降の出産については、分娩機関からの「領収書」などが必要になりますので、忘れずにご持参ください。詳しくは下記のところまで、お問い合わせください。



## 交通事故にあったときは「届け出」を

最近、高齢者の交通事故が増加しています。交通事故のように、第三者の行為によって傷害を受けたり、病気になった場合の医療費は、本来、加害者が負担すべきものです。

しかし、第三者の行為によってケガをしたときでも、「届け出」をすれば、国民健康保険を使って治療ができます。届け出をされた治療については、国保が支払った分を加害者に請求します。届け出をしないで国保を使って治療をされると、国保が払った分（一般には7割）は、国保が損をすることになりますので、「届け出」をお願いします。

～事故にあったら、まずは、役場の国保窓口へ

警察に届けると同時に、役場の国保担当窓口にも必ず「届け出」をしてください。  
必要なものは、保険証・認め印・事故証明書（交通安全センター発行）です。

■問い合わせ先  
□

さつま町役場 健康増進課 保険係  
☎ 53-1111（内線2141）